

信州の森林づくり事業 標準単価適用区分表

事業主体	森林所有者		実施形態	適用区分 ^{※1}			
				A単価	B単価	C単価	
市町村	市町村		市町村有林を自己労務で行うもの	○			
			市町村有林を森林組合等に請負わせて行うもの		○		
林業公社 ^{※2}	林業公社		森林組合等に請負わせて行うもの		○		
森林組合 または 計画等作成 主体	森林組合 または 計画等作成 主体	原則課税 事業者	自己の労務（直営）で実施するもの			○	
			第三者に請負わせて事業を実施するもの			○	
	森林組合 または 計画等作成 主体	非課税 事業者 または 簡易課税 事業者	自己の労務（直営）で事業を実施するもの	○			
			第三者に請負わせて事業を実施するもの		○		
	計画等作成 主体	個人等	原則課税 事業者	森林組合などが業務を受託し、自己の労務（直営）で実施するもの			○
				森林組合などが業務を受託し、第三者に請負わせて事業を実施するもの			○
		個人等	非課税 事業者 または 簡易課税 事業者	森林組合などが業務を受託し、自己の労務（直営）で実施するもの	○		
				森林組合などが業務を受託し、第三者に請負わせて事業を実施するもの		○	
個人等の森林 所有者 (生産森林 組合、森林 所有者の団 体等を含 む)	個人等	原則課税 事業者	自己の労務（直営）で事業を実施するもの			○	
			森林組合等に請負わせて事業を実施するもの			○	
		個人等	非課税 事業者 または 簡易課税 事業者	自己の労務（直営）で事業を実施するもの	○		
				森林組合等に請負わせて事業を実施するもの		○	

※1 単価区分

- ・A単価・・・資材費のみ消費税相当額を加算
- ・B単価・・・直接費（資材費、労務費及び共通仮設費）に消費税相当額を加算
- ・C単価・・・消費税相当額加算なし

※2 林業公社

長野県林業公社については、通常の方法により計算される仕入税控除額について調整を行ない、補助金等の対価のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外している。（特例措置）

※3 消費税の取扱いについて

事業主体と森林所有者及び実施形態の組合せによる一般的な消費税等の取扱いについては上表によるが、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金の仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合については、実施要領等に基づいて所定の手続きにより差額の返還等を行うこと。